



島根県報

平成28年4月15日（金）

第2,793号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

補助金等交付規則第3条の規定により再生可能エネルギーによる地域活性化支援事業（地域活性化枠）補助金の交付の対象等を定める告示	（地 域 政 策 課）	2
補助金等交付規則第3条の規定により島根県再生可能エネルギー導入計画策定・事業化支援事業補助金の交付の対象等を定める告示	（ " ）	3
補助金等交付規則第3条の規定により島根県再生可能エネルギー講師派遣支援事業費補助金の交付の対象等を定める告示	（ " ）	4
介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	（高 齢 者 福 祉 課）	5
介護保険法の規定による指定介護老人福祉施設の指定	（ " ）	5
応急入院指定病院の指定	（障 がい 福 祉 課）	5
土地改良区の定款変更の認可	（農 村 整 備 課）	5
県営土地改良事業の工事の完了	（ " ）	6
保安林予定森林（2件）	（森 林 整 備 課）	6
漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅	（水 産 課）	7
地籍調査の成果の認証	（用 地 対 策 課）	7

【公 告】

平成28年度毒物劇物取扱者試験の実施	（薬 事 衛 生 課）	7
特別保護地区の保護に関する指針の案の縦覧	（森 林 整 備 課）	9

【特定調達公告】

統合ファイルサーバシステムの賃貸借及び附帯する導入業務委託契約に係る一般競争入札の実施	（警 察 本 部）	9
汎用電子計算機の賃貸借契約に係る一般競争入札の実施	（ " ）	12

【選管告示】

政治資金規正法の規定に基づく寄附を受け、又は支出をすることができない団体		14
--------------------------------------	--	----

告 示**島根県告示第302号**

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、再生可能エネルギーによる地域活性化支援事業（地域活性化枠）補助金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

補助金等交付規則第3条の規定により再生可能エネルギーによる地域活性化支援事業（地域活性化枠）補助金の交付の対象等を定める告示（平成27年島根県告示第299号）は、廃止する。

平成28年 4月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金等の名称

再生可能エネルギーによる地域活性化支援事業（地域活性化枠）補助金

2 交付の目的

県内の自治会、特定非営利活動法人、商店街振興組合等（以下「自治会等」という。）に対し、再生可能エネルギー発電設備の導入に要する経費を助成することにより、再生可能エネルギーを活用した地域活性化の取組を支援することを目的とする。

3 交付対象者、交付対象事業、対象設備、対象経費及び交付金額**(1) 交付対象者**

(2)に規定する事業を実施しようとする自治会等であって、次の要件を全て満たすもの

- ア 県内に主たる事務所等を設置している法人又は団体であること。
- イ 定款又はこれに類する規約等を有すること。
- ウ 団体の意思を決定し、執行する組織が確立していること。
- エ 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること。
- オ その他事業の適正な執行ができないと認められる特段の理由がないこと。

(2) 交付対象事業

自治会等が所在する市町村の区域において再生可能エネルギー発電設備を設置し、売電事業又は自家消費事業を行う場合であって、次のいずれかに該当するもの

ア 売電による収入を次の地域活性化事業の経費に充てるもの（地域活性化に資さない単なる施設又は設備の維持管理費等の固定費に充てる場合を除く。）

- (ア) 地域の祭り等文化活動
- (イ) 環境保護活動
- (ウ) 福祉事業
- (エ) 物産販売イベント
- (オ) デマンドタクシー等の運営
- (カ) その他知事が認めるもの

イ アの地域活性化事業に必要な施設又は設備に発電電力を供給するもの

(3) 対象設備

補助金交付の対象となる再生可能エネルギー発電設備（以下「対象発電設備」という。）にあつては次のアからエまでの要件に、補助金交付の対象となる蓄電池（以下「対象蓄電池」という。）にあつてはオ又はカの要件に適合したもの

- ア 太陽電池モジュール等の公称最大出力の合計値が原則として50キロワット未満の規模のものであること。
- イ 設置前において使用に供されていないものであること。

ウ 電力会社と系統連系するものであること。

エ 建築物の屋根等に設置する場合は、次のいずれかを満たすものとする。

(7) 昭和56年6月1日以降の建築確認を得て建築された建築物

(4) 昭和56年5月31日以前の建築確認を得て建築された建築物のうち、耐震診断の結果「耐震性を有する」と診断された建築物

(ウ) 耐震改修整備を実施した建築物

オ 対象発電設備と併せて導入し、当該設備に接続する場合

カ 既設の再生可能エネルギー発電設備に接続する場合

(4) 対象経費

事業に要する経費のうち、本工事費、付帯工事費（当該事業の実施に必要な不可欠な配管、配電等の工事に必要な経費を含む。）、機械装置等購入費（事業に必要な機械装置等の購入、製造、修繕、据付等に必要な経費（土地の取得及び賃借料を除く。））及び別途知事が認める費用

(5) 交付金額

1 自治会等当たりの交付金額は、売電事業を行う場合にあっては(3)の経費の合計額を次表の条件により借り入れるものとみなして算定した借入利率の合計額に相当する額（上限150万円）とし、自家消費事業にあっては(3)の経費の合計額の2分の1（上限100万円）とする。また、対象蓄電池を導入する場合の交付金額は、10万円（10万円を下回る場合は当該導入経費）とする。

融 資 利 率	融資期間	償還方法	経費の合計額の上限
県の募集開始時点における島根県特定非営利活動法人 支援融資の設備資金の融資利率	15年 据置なし	元金均等償還	1,000万円

備考 島根県特定非営利活動法人支援融資は、島根県特定非営利活動法人支援融資要綱（平成22年5月12日付け環総第88号）に基づく融資制度をいう。

島根県告示第303号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、島根県再生可能エネルギー導入計画策定・事業化支援事業補助金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

補助金等交付規則第3条の規定により島根県再生可能エネルギー導入計画策定・事業化支援事業補助金の交付の対象等を定める告示（平成27年島根県告示第301号）は、廃止する。

平成28年4月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金等の名称

島根県再生可能エネルギー導入計画策定・事業化支援事業補助金

2 交付の目的

県内において市町村が実施する導入計画策定・調査検討などの事業及び再生可能エネルギーを利用した発電や熱供給事業を計画する事業者が実施する事業可能性調査に対して補助を行うことにより、再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、再生可能エネルギーの導入を通じた地域活性化の取組を推進することを目的とする。

3 交付の対象となる事業、補助対象者、補助対象経費、交付の率及び交付の限度額

	交付の対象となる事業	補助対象者	補助対象経費	交付の率	交付の限度額
導 入 計	(1) 再生可能エネルギー導入計 画策定	県内市町村	(1) 調査費 (2) 設計費	補助対象経費の 2分の1以内	1件につき5,000 千円

画策定・調査検討	(2) 再生可能エネルギー導入に関する調査検討（再生可能エネルギー導入促進に係る地域の関係者による検討組織を設置して行う事業に限る。）		(3) 事業運営費 (4) 付帯雑費 (5) 補助金 (6) その他協議により認められた経費		
事業可能性調査	(1) 太陽光発電事業 (2) 水力発電事業（出力1,000キロワット以下のものに限る。） (3) 温泉（地熱）発電事業（バイナリーサイクル発電方式に限る。） (4) 温泉熱（地熱）利用事業 (5) バイオマス発電事業 (6) バイオマス熱利用事業 (7) 風力発電事業 (8) コージェネレーション	県内市町村、島根県内で発電や熱供給事業を計画する法人及びその他の団体（個人事業者は除く。）	(1) 機器・設備費 (2) 委託費 (3) その他協議により認められた経費		

備考

- 1 バイオマス発電事業及びバイオマス熱利用事業におけるバイオマスは、動植物に由来する有機物であって、エネルギー源として利用できるものであること。
- 2 交付の対象となる事業には、既設発電所の出力を増加する事業を含む。
- 3 交付しようとする額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

島根県告示第304号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、島根県再生可能エネルギー講師派遣支援事業費補助金の交付の対象等を次のとおり定めたので告示する。

補助金等交付規則第3条の規定により島根県再生可能エネルギー講師派遣支援事業費補助金の交付の対象等を定める告示（平成27年島根県告示第325号）は、廃止する。

平成28年 4月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金の名称

島根県再生可能エネルギー講師派遣支援事業費補助金

2 交付の目的

県民や事業者への再生可能エネルギーに関する専門的な情報の提供等を行うことにより、再生可能エネルギーの普及啓発を図ることを目的とする。

3 交付の対象となる事業

市町村、県内に事業所を有する民間団体等が主催する再生可能エネルギーの講演会、シンポジウム、研修会等（営利を目的としないものに限る。）

4 交付の対象となる者、交付の対象である経費及び交付金額

交付の対象となる者	交付の対象である経費	交付金額
市町村、県内に事業所を有する	講演会、シンポジウム、研修	1 講師謝金にあつては、交付の対象となる経費の

民間団体等	会等に要する講師の謝金及び旅費	実支出額又は次に掲げる額のいずれか低い額 (1) 県外講師 1人1日当たり100,000円 (2) 県内講師 1人1日当たり50,000円 2 旅費にあつては、交付の対象となる経費の実支出額
-------	-----------------	--

島根県告示第305号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成28年 4 月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人雲南市社会福祉協議会	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	えがおの里短期入所生活介護事業所	雲南市掛合町掛合853番地1	平成28年 4 月 1 日

島根県告示第306号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定により、指定介護老人福祉施設を次のとおり指定したので、同法第93条第1号の規定により告示する。

平成28年 4 月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

開設者の名称	サービスの種類	施設の名称	施設の所在地	指定年月日
雲南市	介護老人福祉施設	雲南市立特別養護老人ホームえがおの里	雲南市掛合町掛合853番地1	平成28年 4 月 1 日

島根県告示第307号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の7第1項に規定する精神科病院を次のとおり指定したので、告示する。

平成28年 4 月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

名 称	所 在 地	指定年月日
医療法人正光会 松ヶ丘病院	益田市高津四丁目24番10号	平成28年 4 月 1 日

島根県告示第308号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、浜田市土地改良区の定款変更を平成28年 4 月 6 日付で認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成28年 4 月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第309号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成28年 4 月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事 業 名	完了年月日
金城地区用排水施設事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成26年 3 月27日
金城地区（柚根工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成25年 2 月13日
金城地区（小国郷工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成27年 2 月26日
金城地区（菅沢工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成25年 2 月13日
金城地区（馬場工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成25年 3 月12日
金城地区（若生工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成25年 2 月28日
金城地区（新開工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成27年 3 月26日
金城地区暗渠排水事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成28年 1 月26日
今田地区区画整理事業（県営経営体育成基盤整備事業）	平成26年 3 月28日

島根県告示第310号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年 4 月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

出雲市東林木町字東山750、字大谷1981、1982－2、1985、1986、1996、1997－1、2015、2019

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第311号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年 4 月15日

- 1 保安林予定森林の所在場所
江津市桜江町江尾570-2、570-23から570-25まで
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
江津市桜江町江尾570-2（次の図に示す部分に限る。）、570-23から570-25まで
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第312号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、平成24年島根県告示第234号による保険に付すべき義務は、平成28年4月5日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成28年4月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

海士町加入区

島根県告示第313号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成28年4月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
松江市	平成26年度～27年度	7枚	1冊	東川津⑧	平成28年4月8日
松江市	平成26年度～27年度	31枚	1冊	上坂田1	平成28年4月8日

公 告

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定により、平成28年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施するので、毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号）第8条の規定により公告する。

平成28年 4月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 試験日時

平成28年 8月 5日（金）午前 9時30分から午後 0時20分まで

2 試験場所

松江会場 松江市東津田町1741番地 1 松江合同庁舎 講堂（2階）

大田会場 大田市長久町長久ハ7番地 1 県央保健所 集団指導室（2階）

浜田会場 浜田市片庭町254番地 浜田合同庁舎 大会議室（2階）

3 試験の種類

- (1) 一般毒物劇物取扱者試験
- (2) 農業用品目毒物劇物取扱者試験
- (3) 特定品目毒物劇物取扱者試験

4 試験科目

(1) 筆記試験

ア 毒物及び劇物に関する法規

イ 基礎化学

ウ 毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては同規則別表第2に掲げる劇物に限る。）の性質及び貯蔵その他取扱方法

(2) 実地試験

毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては同規則別表第2に掲げる劇物に限る。）の識別及び取扱方法（記述式による。）

5 受験願書の請求先

- (1) 最寄りの保健所に請求すること。
- (2) 県外居住者は、島根県健康福祉部薬事衛生課（〒690-0887 松江市殿町128番地）に請求すること。郵送する場合は、封筒の表に「毒劇願書請求」と朱書し、82円に相当する額の切手を貼った、宛先明記の返信用封筒（定形郵便物として取り扱われるものに限る。）を同封すること。
- (3) (1)又は(2)による場合のほか、島根県ホームページから印刷することによつても入手することができる。

6 受験願書の受付期間

平成28年 5月 9日（月）から同月27日（金）まで

なお、郵送の場合は、簡易書留によること。5月27日までの日付の消印があるものを有効とする。

7 受験願書の提出先

最寄りの保健所に提出すること。

なお、県外居住者は、島根県健康福祉部薬事衛生課へ提出すること。

8 提出書類

- (1) 受験願書（毒物及び劇物取締法施行細則（昭和51年島根県規則第51号）第12号様式によること。）1通
- (2) 写真（出願前6月以内に撮影した正面上半身、脱帽、縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのもの）を貼り付け、氏名及び撮影年月日を記載した受験票（毒物劇物取扱者試験規程（昭和26年島根県告示第200号）第2号様式によること。）1通

9 受験手数料

10,500円に相当する額の島根県収入証紙を受験願書の正本に貼り納めること。

この収入証紙には、消印しないこと。ただし、県外居住者で証紙の購入が困難である場合は、株式会社ゆうちょ銀行が発行する普通為替証書又は定額小為替証書により納めることができる。この場合、証書の受取人欄には、記載しないこと。

なお、納付された受験手数料は、原則として返還しない。

10 合格者の発表

平成28年9月9日（金）に島根県庁前及び各保健所の掲示板並びに島根県ホームページに合格者の受験番号を掲載するとともに、合格者には合格証を交付する。

11 その他

- (1) この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は島根県健康福祉部薬事衛生課薬事・営業指導グループ（電話0852-22-5259）にすること。
- (2) 障がいのある者等で受験時の支援を希望する場合は、相談に応ずるので、受験願書提出時に申し出ること。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、特別保護地区の指定をしようとするので、同条第4項において準用する同法第28条第4項の規定により公告し、当該特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該特別保護地区の保護に関する指針の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該指定に係る区域の住民及び利害関係人は、同法第29条第4項において準用する同法第28条第5項の規定により、縦覧の期間が経過する日までの間に、知事に当該指針の案についての意見書を提出することができる。

平成28年4月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定をしようとする特別保護地区の名称、区域、存続期間及び指針の案

特別保護地区の名称	区 域	存 続 期 間	指 針 の 案
断魚溪鳥獣保護区特別保護地区	邑智郡邑南町の一部	平成28年11月1日から 平成38年10月31日まで	掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課及び西部農林振興センター県央事務所に備え置いて縦覧に供する。
千丈溪鳥獣保護区特別保護地区	江津市及び邑智郡邑南町の一部	平成28年11月1日から 平成38年10月31日まで	掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、西部農林振興センター及び同センター県央事務所に備え置いて縦覧に供する。
匹見峡鳥獣保護区特別保護地区	益田市の一部	平成28年11月1日から 平成38年10月31日まで	掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課及び西部農林振興センター益田事務所に備え置いて縦覧に供する。

2 縦覧の期間

平成28年4月15日から同月28日まで

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成28年4月15日

島根県警察本部長 米 村 猛

1 入札に付する事項

(1) 入札の件名

統合ファイルサーバシステムの賃貸借及び附帯する導入業務委託契約

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

平成28年10月1日から平成34年9月30日まで

(4) 委託業務期間

契約の日から平成28年9月25日まで

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセント（平成29年3月まで）及び10パーセント（平成29年4月から）に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100（平成29年3月まで）及び110分の100（平成29年4月から）に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

(3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により入札参加資格の承認を受け、入札参加資格者名簿の営業種目大分類「14借入品」、中分類「(2)情報処理機器」に登録されている者であること。

(4) 島根県が行う物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(5) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

(6) 本件公告による賃貸借物品等を第三者をして貸し付けようとする者にあつては、当該物品等を自ら貸し付ける能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。その際、第三者にあつても(1)から(5)までの要件を満たす者であること。

(7) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の承認を受けた者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話0852-26-0110 内線2241、2242

(2) 入札説明会

行わない。

(3) 入札説明書の交付期間及び方法

平成28年4月15日（金）から同年5月24日（火）までの間、(1)の場所において交付する（交付時間は、土曜、日曜及び祝日を除く日の午前9時から午後5時までとする。）。

なお、ファクシミリ及び電子メールによる交付は、行わない。

(4) 入札書の提出期限

平成28年6月2日(木) 午後2時(郵送による入札にあつては、正午までに到着していること。)

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成28年6月2日(木) 午後2時

イ 場所 島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部2階 聴聞室

ウ 開札 即時開札

(6) その他

ファクシミリ、電子メール、電話等による入札は、認めない。

4 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

5 入札保証金

契約予定相当額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

6 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

7 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す書類を入札説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日時までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

9 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号に該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

10 落札者の決定方法

入札書に記載された機器賃借料及び導入業務委託料が、島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で、かつ、合計額が最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

11 契約書作成の要否

要する。

12 その他

詳細は、入札説明書による。

13 Summary

(1) Subject matter for tender: Construction of the system for improve the sophistication of police activity by server consolidation

(2) Bid tendering Date: June 2, 2016, 2:00 p.m. (Bids by Post must be received by noon on June 2, 2016)

(3) Contract contact information: Office of Accounting Finance Section, Police Administration Department, Shimane Prefectural Police Headquarters, 8-1 Tonomachi, Matsue City, Shimane Prefecture, Japan

690-8510

TEL : 0852-26-0110 (ext. 2241 or 2242)

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成28年 4月15日

島根県警察本部長 米 村 猛

1 入札に付する事項

(1) 入札の件名

汎用電子計算機の賃貸借契約

(2) 賃貸借物件の仕様等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

平成29年3月1日から平成35年2月28日まで

(4) 入札方法

ア この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出すること。

なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、島根県警察本部長の承認を得て、書面により提出することができるものとする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセント（平成29年3月まで）及び10パーセント（平成29年4月から）に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100（平成29年3月まで）及び110分の100（平成29年4月から）に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

(3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により入札参加資格の承認を受け、入札参加資格者名簿の営業種目大分類「14借入品」、中分類「(2)情報処理機器」に記載されている者であること。

(4) 島根県が行う物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(5) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

(6) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の承認を受けた者であること。

3 入札参加希望者に要求される事項

(1) この入札に参加を希望する者は、平成28年5月25日（水）正午までに、入札説明書に定める入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び所定の提出資料を電子調達システム又は書面による申請を認められた者は書面に

より提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

(2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

4 入札期間、開札の日時等

(1) 電子調達システムによる入札の期間

平成28年6月2日(木)午前9時から同月3日(金)午後4時まで

(2) 書面による入札の日時及び場所

ア 日時

平成28年6月3日(金) 午後4時(郵送による入札にあつては、正午までに到着していること。)

イ 場所

島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部2階 警務部会計課用度係

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成28年6月6日(月) 午後2時

イ 場所

島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部2階 聴聞室

5 入札説明書の交付方法

本公告の日から平成28年5月24日(火)までの間、電子調達システムにより交付する。

なお、これにより難い場合は、次により交付する。

(1) 交付期間

本公告の日から平成28年5月24日(火)までの日(島根県の休日を定める条例(平成元年島根県条例第9号)第1条に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

(2) 交付場所

〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話0852-26-0110 内線2241、2242

6 入札説明会

行わない。

7 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札保証金

契約予定相当額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

9 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

10 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

11 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当すると

きは、当該入札者の入札は、無効とする。

12 落札者の決定方法

入札書に記載された機器賃借料が、島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

13 契約書作成の要否

要する。

14 その他

詳細は、入札説明書による。

15 Summary

(1) Subject matter for tender : Lease contract of the general purpose computer

(2) Bid tendering Date and time : 9 : 00 a.m. June 2, 2016 ~ 4 : 00 p.m. June 3, 2016 (Bids by Post must be received by noon on June 3, 2016)

(3) Contract contact information : Office of Accounting Finance Section, Police Administration Department, Shimane Prefectural Police Headquarters, 8 - 1 Tonomachi, Matsue City, Shimane Prefecture, Japan
690-8510

TEL : 0852-26-0110 (ext.2241 or 2242)

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第9号

次の団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、平成28年4月1日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために、寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定により告示する。

平成28年4月15日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

その他の政治団体

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
佐々木孝久後援会	重田 修	和田 守	大田市温泉津町温泉津イ56-4
野津なおつぐ後援会	野津 直嗣	野津 香織	松江市大井町427-1